

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課
根拠法令等	平成 26 年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて (平成 26 年 4 月 1 日 文部科学省初等中等教育局長通知)

【改正の概要】

国が取り組みを進めているメリハリのある教員給与体系の確立のため、本県も他の都道府県の動向を注視しつつ、内容を検討した結果、見直しは適当であると考えられることから、部活動手当などの教員特殊業務手当を、義務教育費国庫負担金の算定基準に準拠して改正する。

業務の区分	現行	改正後
○ 学校の管理下で行なう非常災害時等の緊急業務		
・ 児童生徒の保護又は緊急防災・復旧業務	6,400円	8,000円
・ 児童生徒の負傷等に伴う救急業務及び緊急の補導業務	6,000円	7,500円
○ 修学旅行等の引率指導業務（泊を伴うもの）	3,400円	4,250円
○ 対外運動競技等における児童生徒の引率指導業務（泊を伴うもの又は週休日等に行うもの）	3,400円	4,250円
○ 学校管理下で行われる部活動における児童生徒の指導業務（週休日等に行うもの）	2,400円	3,000円
○ 入学試験監督、採点業務（週休日等に行うもの）	900円	1,125円

施行日	平成 27 年 4 月 1 日
-----	-----------------

【その他参考事項】